

日 薬 情 発 第 196 号
令 和 7 年 3 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

セマグルチド（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（肥満症）に
おける教育研修施設について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び同保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

同製剤の最適使用推進ガイドラインの策定については令和5年11月29日付け日薬情発第124号にて、また、同ガイドラインに定める医師要件については令和6年4月2日付け同10号にてお知らせしたところですが、今般、同ガイドラインに定める教育研修施設について示されました。

つきましては、貴会関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 7 年 2 月 26 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省保険局医療課

セマグルチド（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン
（肥満症）における教育研修施設について

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）宛てに連絡しましたので、御了知の上、関係者への周知方よろしくお願いします。

事 務 連 絡
令 和 7 年 2 月 26 日

各

| |
|-------------|
| 都 道 府 県 |
| 保 健 所 設 置 市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省保険局医療課

セマグルチド（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン
（肥満症）における教育研修施設について

セマグルチド（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（肥満症）については、「セマグルチド（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（肥満症）の作成について」（令和5年11月21日医薬審発1121第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）により示してきたところですが、当該ガイドラインの記載について下記の補足をしますので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

当該ガイドライン4.①に定める教育研修施設については、以下の施設を想定していること。

- ・ 日本循環器学会が認定する「研修施設」
- ・ 日本糖尿病学会が認定する「認定教育施設 I」、「認定教育施設 II」及び「認定教育施設 III」
- ・ 日本内分泌学会が認定する「認定教育施設」
- ・ 日本内分泌学会及び日本糖尿病学会が認定する「研修基幹施設」

(参考)

最適使用推進ガイドライン セマグルチド（遺伝子組換え）（抄）

4. ① 施設について

(略)

- ・ 以下の〈医師要件〉に掲げる各学会のいずれかにより教育研修施設として認定された施設であること。

(略)

〈医師要件〉

以下の基準を満たすこと。

(略)

- 高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病を有する肥満症の診療に関連する以下のいずれかの学会の専門医を有していること。

- ・ 日本循環器学会
- ・ 日本糖尿病学会
- ・ 日本内分泌学会

なお、日本肥満学会の専門医を有していることが望ましい。